

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

互助会貸付事業内容の変更について（通知）

日頃、当互助会の事業運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度、当互助会の収支において改善すべき喫緊の課題について対応を検討するため、事業検討委員会が発足されました。

この事業検討委員会において、申込件数の急増により資金の不足が見込まれる貸付事業について検討が行われたところです。

その結果、理事会で別添「一般財団法人埼玉県教職員互助会の貸付けの特例に関する規程」のとおり決定しました。この規程については、令和 6 年 12 月 10 日付埼教互第 138 号で通知したところですが、下記のとおり貸付事業の内容が変更となりますので、改めて貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

今後、安定的な事業の実施ができますよう、資金の回復に努めてまいります。

会員の皆様には、御不便をおかけしますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 貸付金利率

年利 1.32%（共済組合の貸付けと同率）

なお変動金利のため、現在償還中の方についても変更後の利率が適用になります。

また、今後共済組合の利率が変更になった場合は、互助会の利率も同時に変更となります。

(2) 新規貸付けについて

- ・自動車貸付限度額 100 万円
- ・「一般貸付」「住宅貸付」「教育貸付」「災害貸付」「医療貸付」「冠婚葬祭貸付」については、新規の貸付けを停止します。

2 変更期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 令和 8 年度以降の互助会貸付けについて

令和 8 年 4 月以降の貸付けの内容は、決定次第別途通知させていただきます。

担当 教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当
電話 048-830-6701

一般財団法人埼玉県教職員互助会の貸付けの特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程（昭和47年7月1日施行。以下「貸付規程」という。）に基づき行う一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員（一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則第7条に定める会員）の臨時の支出に対する貸付けに関する特例を定めるものとする。

(貸付けの停止)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、貸付規程第3条に規定する「貸付けの種類」のうち、第1号に規定する「一般貸付け」、第2号に規定する「教育貸付け」、第3号に規定する「災害貸付け」、第4号に規定する「医療貸付け」、第5号に規定する「冠婚葬祭貸付け」及び第6号に規定する「住宅貸付け」については、新規貸付けを停止する。

(限度額の変更)

第3条 特例期間においては、貸付規程第5条第1項の表「自動車貸付け」の項中「300万円」とあるのは「100万円」と読み替えるものとする。

(貸付金の利率)

第4条 特例期間における貸付規程第7条第1項に規定する貸付金の利率は、次の各号に掲げる率を合算した率とする。

- (1) 公立学校共済組合貸付規程第10条第1項第1号に規定する率
- (2) 公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則第17条の規定により加算する率

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。